

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「修了したもの」の次に「(放課後児童健全育成事業所に置かれた日から 1 2 月以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 61 号）の施行に伴い、放課後児童支援員に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。